

平成 2 3 年度 第 1 回 千葉市文化財保護審議会 議事録

- 1 日 時 平成 2 3 年 4 月 2 1 日 (木)
午後 2 時 0 0 分 ~ 3 時 0 0 分
- 2 場 所 千葉ポートサイドタワー 1 2 階 第 1 会議室
- 3 出席者 (委員)
段木一行委員、岡本東三委員、長嶋栄次委員、
萩原法子委員、吉村稔子委員
(事務局)
千本松生涯学習部長
横田文化財保護室長
石橋主査、長南主事

4 議 題

議 事

- (1) 千葉市指定文化財の指定について (諮問)
- (2) 地域文化財の情報について
- (3) そ の 他

5 議事の概要

議 事

- (1) 千葉市指定文化財の指定について (諮問)
千葉市指定文化財の候補として、「内野第 1 遺跡出土人面付土版」についての諮問に対して、諮問どおり決定することが適当である旨の答申がなされた。
- (2) 地域文化財の情報について
市民から提供のあった地域文化財の情報を説明し、それについての意見をいただいた。
- (3) そ の 他
旧検見川無線送信所の調査、旧四関家住宅、大膳野南貝塚の調査、東日本大震災の市内文化財への影響、以上 4 点について報告し、了承を得た。

6 会議経過

議長：議事に入る前に、議事録署名人として岡本委員を指名する。

（委員承諾）

議事（１） 千葉市指定文化財の指定について（諮問）

議長：議事の（１）について事務局より説明を願う。

事務局：（事務局が、諮問書を朗読した後、審議会会長に手渡した。）
（事務局が、千葉市指定文化財候補の内野第１遺跡出土人面付土版について説明した。）

議長：ただいま事務局から説明があったが、なにか質問・意見等はあるか。岡本委員の専門分野であるが、岡本委員なにかあるか。

岡本委員：これを指定することは意味をもっている。土版単体で千葉市文化財として指定するか出土遺物全体で指定するかどうかは検討の余地があると思うが、この土版は、これはこれで特徴的であるため、単体での指定は意義があると考ええる。

議長：前回の審議会における加曽利貝塚博物館の企画展の視察で、この土版を見た。

今の岡本委員の意見に対して、事務局の考えを説明願う。

事務局：今回の指定は、土版単体で指定する方針であるが、土版以外にも価値があると思われる物もあるため、今後出土遺物全体として指定を検討し、もう一度諮問する予定である。

議長：事務局にはまた調査をしていただきたい。他になにかあるか。

（特になし）

議長：なければ、議事（１）についての採決に入りたい。内野第１遺跡出土人面付土版を千葉市指定文化財として諮問どおり決定してよろしいか、よろしい方は挙手を願う。

（全員挙手）

議長：それでは議事（１）については諮問どおり答申することです決する。

答申書については、審議会を代表して、会長が責任をもって、教育委員会へ後ほど提出するということによろしいか。

（全員承諾）

議事（２） 地域文化財の情報について

議長：次に、議事（２）「地域文化財の情報について」であるが、事務局より説明を願う。

事務局：（事務局が、地域文化財の情報について説明した。事務局としては、調査の結果次第では２番目の富士塚が地域文化財に該当する可能性はあるが、その他は該当しないのではないかと考えている。）

議長：ただいま事務局から説明があったが、なにか質問・意見等はあるか。

萩原委員：２番目の富士塚に関しては、富士塚の数を把握し、その地域の富士講として、調査してはどうか。

岡本委員：その富士塚はきちんとした形になっているのか。

事務局：まだ調査を行っていないため、不明である。

岡本委員：６番目のジョルジュ・ビゴーのアトリエ跡について、稲毛に住んでいた跡なのか。何か残っているのか。

事務局：何かが残っているというわけではなく、旧跡に近い。

岡本委員：それでは確かに文化財として登録はできない。

長嶋委員：２番目と６番目以外の物についても事務局から説明を願う。

事務局：（事務局が説明。１番目の萩台道については、幹線道路ではなく、街中の古い道である。その道が現在使用されているかどうか、１度実際に歩いてみる必要がある。なお、この萩台道を提供した市民は、地域文化財の登録の対象となるかどうかを検討してほしいという意見であった。）

萩原委員：萩台道について、どのような理由で提供したのかを聴取したのか。なんらかの理由があって提供しているはずなので、その理由を聞きとるべきである。

事務局：江戸時代より続いているので、ということが提供者からの意見であった。まだ事務局では、その道を図面で確認していないため、今後確認したのち、現地を歩いてみて石仏や道標などが残っていないかなどを調査する予定である。

萩原委員：地域文化財として検討するならば、「道標がある」もしくは「地図がある」といったような、情報提供の根拠が必要であると考え。その根拠がなく提供されても、審議が大

変であるので募集に際しては、資料の添付等の基準を設けるべきである。

議長：どのような史料があるかどうかの聴取は必要である。

事務局：広く市民から情報提供を求めるといった趣旨であるため、ハードルは低く設定している。ただ、提供された情報は、多様であり、バランスが悪いという点は否めない。

萩原委員：情報提供された以上、審議しなければならないため、根拠等の聴取をすべきである。

岡本委員：この情報提供は個人でもできるのか、できるとすれば、どのような物でも審議しなければならないため、再考の必要があろう。

たとえば、提供できる情報は、地域の数人の総意を得たものとする、といった基準を設けることなどが考えられる。

議長：地域文化財の情報提供に関しては、発足したばかりであり、試行錯誤の段階である。まずは提供された情報の処理を事務局に任せる。その他のものについて事務局から説明を願う。

事務局：（事務局が、3番目の海洋公民館こじまについて説明。平成8年に解体された艦艇「こじま」の部品の一部であるが、歴史的価値はあるかもしれないが、あくまで部品なので文化財としては微妙であると考えている。続いて4番目の弥栄神社及び建立記念石碑について説明。旧軍遺跡であり、県指定文化財である鉄道連隊の倉庫と同様に考えることが必要であるが、早急に調査をすることはできない。5番目の旧下志津原演習場指揮台について説明。4番目の弥栄神社と同様の扱いをしている。7番目の民間航空発祥之地記念碑について説明。民間航空の部品は文化財資料として扱っているが、記念碑は文化財にはならないと考えている。

議長：ただいま事務局から説明があったが、なにか質問・意見等はあるか。

岡本委員：旧日本軍関係のものは政治的な問題もあり、評価は難しい側面がある。

議長：戦跡調査は国が行っている。私も調査の経験があるが、次々とでてくるため、事務局はしっかりとした考え方をもち必要がある。

岡本委員：史跡は都市化に伴い、無形化している。無形化したものも地域文化財の対象となりうるので、今後はそれをどのように取り扱うかが課題になってくる。事務局も勉強が必要になってくる。

議長：他に、意見等はあるか。

（特になし）

議長：ないようならば、地域文化財の指定の可能性のある、2番目の富士塚の調査を進めていくという方針でよろしいか。

（全員承諾）

議事（２） 地域文化財の情報について

議長：議事の最後に、「その他」ということだが、何かあるか。

長嶋委員：内野第1遺跡出土人面付土版は、先日の加曽利貝塚博物館の企画展で見たが、常時一般公開しているものなのか。

事務局：現在は埋蔵文化財調査センターに展示しており、一般公開している。

岡本委員：今回の市指定文化財の指定は、7年ぶりということであるが、このような指定を積み重ねていくことが、記録を残すという意味でとても重要である。この積み重ねがないと、通常の事務仕事に埋没してしまい、なににも残らなくなってしまう。これは要望であるが、長い目で考えると、少なくとも年に1件は指定していくという姿勢が必要である。

議長：他に、質問等あるか。

（特になし）

議事（３） その他

議長：ないようであれば、事務局の方から報告事項があるということなので、報告を願う。

事務局：（事務局が、旧検見川無線送信所の調査について、旧四関家住宅について、大膳野南貝塚の調査について、東日本大震災の市内文化財への影響について、報告した。）

議長：ただいま事務局から報告があったが、なにか質問・意見等はあるか。

岡本委員：旧四関家住宅の復元場所の検討という報告があったが、以前の計画では、御茶屋御殿跡ではなかったのか。

事務局：その予定であったが、前年度、部材調査の予算を確保する際に、市長から、もっと人が来るところに復元すること

を検討するよう指示されたため、根本的に考え直さなければならなくなった。

岡本委員：景観の問題もあり、人が集まるところに建物だけ建てればよいというものではない。

事務局：いずれにしても、この文化財は解体されてから数年が経過しているので、建物の部材としてどのくらい使用できるものなのかを調査しなければならない。その調査の結果次第で、復元の計画や予算も変わってくる。

復元については、予算計上する過程で、公開業務や維持管理の課題がでてくる。場所の検討をふくめて、部材調査後は全庁的に取り組んでいく予定である。

議長：他に、質問等あるか。
(特になし)

議長：ないようであれば、これにて議事を終了する。

(担当課) 千葉市教育委員会生涯学習部生涯学習振興課

電話 043-245-5962